

府議会のしくみ

● 定例会と臨時会

府議会には、年4回（2月、6月、9月、12月）開かれる定例会と、必要があるときに開かれる臨時会があります。知事が議会を招集します。

● 府政の重要なことがらが決まるまで

- ①大勢の人の意見を聞いて府の仕事やそれに必要なお金の使い方、計画を立てます。



知事

● 仕事の実施

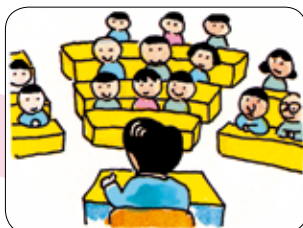
- ⑤府議会で決まったことをもとに、府の仕事をすすめています。

本会議



- ②予算案や条例案といった府の仕事の計画案を知事が説明し、それについて議員は意見を出し合います。

本会議



- ④委員会の報告を聞き、議員は意見を出し合ったあと、提案された府の仕事の計画案について賛成か反対かを決定します。

委員会



- ③それぞれの計画案を専門的にくわしく調べ検討します。

● 本会議と委員会

本会議とは、全議員（定数60人）が議場に出席して開かれる会議をいいます。

京都府の重要なことがらは、すべてこの本会議で決定されます。

委員会とは、いろいろな府の仕事について、部門別に分けて、さらにくわしく専門的に調べたり話し合ったりするところで、定例会のない月にも開催し、府の仕事がきちんと行われるよう意見を出し合っています。